

三豊市監査委員告示 第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

三豊市監査委員 片 桐 正 文
三豊市監査委員 為 広 員 史

平成30年度

定例監査結果報告書(第2回)

三豊市監査委員

三 監 第 127 号
平成 31 年 3 月 19 日

三 豊 市 長	山 下 昭 史 様
三 豊 市 議 会 議 長	詫 間 政 司 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 教 育 長	三 好 覚 様
三 豊 市 農 業 委 員 会 長	堀 江 博 様

三 豊 市 監 査 委 員 片 桐 正 文
三 豊 市 監 査 委 員 為 広 員 史

平成 30 年度定例監査結果（第 2 回）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査
を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規
定により、次のとおり提出する。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監査実施期間
部 課 等 名	事務の実施期間	
議 会 事 務 局		平成31年 1月 11日
農 業 委 員 会 事 務 局		
西 香 川 病 院 (健 康 課)		平成31年 1月 25日
永 康 病 院		
会 計 課		
建設経済部	農林水産課 土地改良課 建設港湾課 土木管理課 建築課 住宅課	平成31年 1月 11日から 平成31年 1月 21日まで
健康福祉部	高瀬中央保育所	平成30年 4月 1日から 平成30年 11月 30日まで 平成31年 1月 21日
教育委員会 事務局	三野津中学校 高瀬中学校 勝間小学校 二ノ宮小学校 麻小学校 比地小学校 上高瀬小学校	平成31年 1月 18日から 平成31年 1月 29日まで
健康福祉部 教育委員会 事務局	勝間幼稚園 二ノ宮幼稚園 麻幼稚園 比地二幼稚園 上高瀬幼稚園	
監査委員事務局		平成31年 1月 21日

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱の手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第3 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり意見を要する事項が認められた。

執行機関においては、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管課の責任者においては、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な執行管理に努めることはもとより、職員の健康管理にも十分に配慮されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも事務の執行にあたっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

【意見】

《個別事項》

・工事請負契約変更について（土地改良課）

設計変更に伴う契約変更指導基準では、発注者が必要あると認めた場合の変更見込み金額の範囲は請負代金額の30%以内とされているが、基準を超えているものが1件見受けられた。例外として認められている「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」であったということだが、当初設計時における十分な事前調査と、当初設計書の適切な内容確認等で避けることができたのではないかと思われる。

今後は、基準等を遵守し、適切な執行に努めていただきたい。

《学校等共通事項》

・施設の環境改善について

小学校・中学校の施設維持については、統廃合や施設修繕工事等を総合的に検討し事業実施しており、学校現場においても環境整備に努力されているが、まだ修繕・清掃等が必要と思われる箇所があり、現場においても対応に苦慮している状況が見受けられた。

速やかに所管課等との協議・検討を行い、市の将来を担う児童・生徒にとって安全・安心な、より良い教育環境が確保されるよう望む。

・備品の購入時期について

備品については、購入予定に基づき予算計上していると思うが、購入予定があるにもかかわらず未執行額のある園・学校が見受けられた。児童・生徒等が早くから利用できるように早期執行に努めていただきたい。

・学校司書の配置について

学校図書館は、学校図書館法において欠くことのできない基礎的な設備であるとされている。また、「学校図書館法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、専任の学校司書を置く努力義務が課されたことにより、過去には3名程度だった学校司書が、今年度は11名配置となっていた。配置増に向けての努力は認めるところであるが、まだ週1日勤務の兼務校及び未配置校も見受けられた。

学校司書配置校においては、子供の図書室利用回数が増え読書量も増えた、先生からは図書資料の準備等で授業支援が得られた等の報告があり、子供たちの読書環境に果たす役割は大きいと思われることから、更に配置増に向け努力されることを望む。

《各課共通事項》

・職員の健康管理について

定例監査資料の時間外勤務状況調によると、定例監査第1回に引き続き第2回についても、業務の改善・工夫により減になっている課もあるが、災害関係により昨年度に比べ長時間の時間外勤務者が数名増となっている。長時間労働や過剰な業務負担などによる職員の健康が懸念されることから、人事課においては引き続き時間外勤務が一定時間を超えた職員の健康状態を把握するなど必要な措置を執り、管理職員も含めた健康管理について配慮されたい。

また、任命権者である所属長は、職員の健康状態はもとより時間外勤務を命じる際、必要に応じて事務事業・事務分担の見直し、応援体制の確立などに配慮されたい。さらに、職場内において一人で仕事やストレスを抱え込むことのないよう、毎日実施している課内ミーティング等を活用し、コミュニケーションを大切にされた職場環境づくりに努めていただきたい。

・事務処理体制の確保について

会計事務処理において、歳入で審査及び決裁印漏れ・占有料徴収間違いによる訂正、歳出で伝票添付書類不備・請求書類收受時のチェック漏れ・現金支払い時の一部処理不備・支払遅延・旅費誤支給による戻入処理等が見受けられた。さらに、同じような誤りが繰り返されることもあり、関係規程及び事務処理手順に対する理解

が不十分と思われることから、所属内審査（決裁）体制が十分機能するよう努めていただきたい。さらに保育所・幼稚園・学校関係においては、所管課によるマニュアル・様式等の指導に努めていただきたい。

また、総務省が勧めている内部統制の観点から、業務上の意思決定や決裁過程の中で、あるいは上司が部下を指導監督する中において、事務処理のミスや不正が生じないように、従来からチェックやモニタリングするプロセスが組み込まれてきた。こうした従来型のチェック体制をシステムチックで役割分担的に再編し、各々の段階のチェックがその役割に集中して取り組むことができるようになることによって、効率的な組織運営を目指すところに意義があり、リスクも回避できることから、内部統制制度導入に向けて対策を講じられることを期待するものである。